健康管理のための補助金規程

施　行　日：2018 年 5 月 1 日
最終改正日：2026 年 4 月 1 日

（目　的）
第１条　一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）は、中小企業の職場における健康の保持増進に資するため、人間ドック（以下「検査」という。）の受診に要した費用の一部を補助する制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、この規程において具体的な事項を定める。

（補助対象者）
第２条　補助対象者は、加入者サービス規約に定める会員の加入者とする。

（補助対象検査）
第３条　この補助金は、加入者が加入日（「会員証兼保険証券」に記載の被保険者（加入者）の加入日の年月日）の翌日以降、日本国内の病院（医療機関）において、別表１に定める検査を受診した場合を対象とする。

（補助金額）
第４条　この補助金の補助金額は、別表１に定めるとおりとする。

（補助金申請手続）
第５条　申請者は、受診者の属する当法人の会員とする。
２　補助金の申請にあたっては、当法人所定の申請書のほか、別表２に掲げる書類のうち当法人が求めるものを提出しなければならない。

（補助金の申請期限）
第６条　補助金の申請は、受診日の翌日から起算して 180 日以内に行わないときは、その権利を失うものとする。

（申請の限度）
第７条　この補助金の対象となる受診は、同一加入者に対し１年度間（４月１日から翌年３月３１日まで）１回に限るものとする。ただし、前条に定める申請期限と本条に定める受診の条件が満たさ

れている場合は異なる年度の受診について、同一年度内に申請することができる。

（補助金の審査決定及び支払）

第８条　当法人は、第５条第２項に定める申請手続書類に基づいて審査を行う。

２　審査の結果、補助金を支払う決定をした場合は、書面をもって申請者にその旨を通知する。

３　補助金の振込先は、申請者名義の当法人会費振替口座とする。ただし、会員である個人事業主が死亡したときは、保険契約における死亡保険金受取人の口座に振込むものとする。

４　補助金は、受診日に対応する当月会費の払込が確認された後に支払うものとする。

５　補助金を支払わない決定をした場合は、申請者に対しその旨を連絡する。ただし、申請者から書面を求められた場合には、書面にて通知する。

６　申請の際に、第５条第２項に定める申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者がその申請の当法人受付日の翌日から起算して 180 日以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、その申請の権利を失うものとする。

（補助金を支払わない場合）

第９条　当法人は、次のいずれかに該当する場合は、補助金を支払わない。

(1)　この規程に定める支払条件等を満たさないとき

(2)　申請手続書類に不備・不明な点があり、当法人の対応要請に正当な理由なく協力しないとき

(3)　当法人が、申請内容に疑義があり補助金の支払いが不適切と判断したとき

(4)　会員資格喪失年月日以降の受診であるとき

(5)　前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」及び「補助金をお支払いできない主な場合」に該当するとき

（補助金の返還請求）

第10条　当法人は、すでに補助金を支払っていた場合において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、補助金の返還を請求できるものとする。

(1)　補助金の申請に不正の事実が認められたとき

(2)　会員資格喪失年月日以降の受診が判明したとき

(3)　前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」に該当する行為により、利用資格が取り消されたとき

（その他の事項）

第11条　この補助金は、当法人がその年度において計上した予算額の範囲内で実施するものとする。

（規程の改廃）

第12条　この規程の改廃は、理事会が決議する。ただし、別表の変更は、業務執行理事との協議を経て理事長が決定する。

附　則

1　この規程は2018年5月1日から施行する。

2　この規程の実施に伴い、旧人間ドック補助金規程及び定期健康診断補助金規程は廃止する。

3　この規程の施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2019年2月1日から施行する。

2　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2020年4月1日から施行する。

2　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2021年7月1日から施行する。

2　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2024年4月1日から施行する。

2　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2026年4月1日から施行する。

2　この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

0013-0001-Ⅲ-01

別表１

［補助対象検査と補助金額］（第３条及び第４条）

人間ドック補助金

補助対象検査	補助金額
(1)　人間ドック (2)　脳ドック (3)　ＰＥＴ検診 (4)　節目健診	１名につき　6,000 円まで

備考１　(1) から (4) 以外の検査名称であっても、医療機関が (1) から (4) に該当すると認めた場合は対象とする。

２　補助金額は、別表１に定める額を上限とする。受診者本人または会員の受診に要した負担額が当該上限額に満たない場合は、その負担額を補助金額とする。

別表２

［補助金申請手続に必要な書類］（第５条第２項）

提出書類	内容
(1)　補助金申請書	当法人所定のもの
(2)　受診者本人若しくは申請者宛の領収書の写し又は受診費用の支払いを証明できる書類	費用負担者名、受診者名、受診金額、受診日、受診内容（検査内容）、医療機関名がもれなく記載されたもの
(3)　補助対象検査の受診を明らかにする書類の写し	個人結果票の表紙、請求書など （領収書で審査に必要な事項が記載されている場合には省略可）

備考１　(2) の書類が提出できない場合には、別途当法人が求めるものを提出しなければならない。

２　上記の書類のほか、別途必要な書類がある場合には、提出を求めることがある。